

# 関島社会保険労務士事務所便り

2012年  
4月号

社会保険労務士・行政書士  
関島康郎

〒125-0041  
東京都葛飾区東金町2-7-12  
電話：03-3609-7668  
FAX：03-3609-0404  
HP：<http://www.srseki.info>



## 7月1日から「改正育児・介護休業法」全面实施

### ◆100人以下の事業主にも適用

2009年に「育児・介護休業法」が改正されました。これまで、従業員100人以下の事業主には、下記の制度の適用が猶予されていましたが、7月1日よりすべての事業主に適用されます。

### ◆短時間勤務制度（所定労働時間の短縮）

- ① 事業主は、3歳に満たない子を養育する社員について、希望すれば利用できる「短時間勤務制度」を設けなければなりません。
- ② 「短時間勤務制度」は、就業規則に規定するなど制度化されている必要があります。
- ③ 「短時間勤務制度」は、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含めなければなりません。

### ◆所定外労働の制限

- ① 3歳に満たない子を養育する社員が申し出た場合、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合、事業主は従業員の請求を拒むことができます。
- ② 所定外労働の制限の申出は、1回につき、1カ月以上1年以内の期間について、開始

予定日と終了予定日等を明らかにして、開始予定日までの1カ月前までに事業主に申し出る必要があります。また、この申し出は何回でもすることができます。

### ◆介護休暇について

要介護状態（負傷・疾病または身体上・精神上の障害により、2週間以上の期間にわたって常時介護を必要とする状態）にある家族の介護や世話を行う社員は、事業主に申し出ることによって、介護する家族が1人ならば年に5日、2人以上ならば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。

### ◆近づく全面施行を前に

いずれの制度についても、新たに対象となる事業主はあらかじめ制度を導入したうえで、就業規則などに記載し、従業員に周知する必要があります。

また、適用除外と適用できる社員の要件などにも注意が必要です。全面施行が近づいていますので、早急に導入に向けた準備が必要です。

# 健康保険の任意継続制度

この程会社を退職することになり、健康保険には資格を任意継続できる制度があると聞いています。どのような制度なのでしょう。退職後収入が減る場合には1年間は任意継続をし、1年後は国民健康保険に加入した方が得とも聞いています。どうしてでしょうか。

健康保険を任意継続する場合、保険料は会社負担分も含め全額納めることとなります。保険料は退職時の標準報酬月額で算出されますが、退職時の標準報酬月額が平均の標準報酬月額（協会けんぽの場合 28 万円）より高い場合は平均標準報酬月額で計算されます。

一方、国民健康保険（介護保険含む）の保険料は、原則として前年の所得及び被保険者数で算出されます。そのため、退職後、所得が減る人は、一般的に任意継続した場合より国民健康保険の方が1年目は保険料が高くなります。保険給付は同じですので、双方の保険料額を比較し、選択したらよいでしょう。

## 1. 任意継続被保険者の要件

- ① 退職日までに、継続して2か月以上健康保険の被保険者期間があること。
- ② 資格喪失日から20日以内に申請すること。申請は、協会けんぽの場合、自宅住所地を管轄するけんぽ協会都道府県支部で行います。

## 2. 任意継続者の被保険者期間

任意継続被保険者となった日から2年間で、以下の理由以外では任意にやめることができません。

- ① 保険料を納付期日迄に納付しなかったとき。
- ② 就職して健康保険や共済組合などの被保険者資格を取得したとき。
- ③ 後期高齢者医療の被保険者になったとき
- ④ 被保険者が死亡したとき。

国民健康保険に加入するとか、健康保険の

被扶養者になるためという理由でやめることができません。保険料を納付期日までに納付しないことにより資格喪失します。

## 3. 任意継続被保険者の保険料

- (1) 保険料の額（都道府県毎に異なる）

退職時の標準報酬月額（28万円を超えるときは28万円）×東京の場合 9.97%（40歳以上65歳未満は介護保険料含み 11.52%）＝平成24年4月からの率。

- (2) 保険料の納付期限

初回を除き、当月の10日まで。

- (3) 納付方法

納付書による納付（コンビニ、銀行等窓口、銀行等ATM）、又は口座振替

## 4. 保険料を前納できる期間

保険料を前納すると年4%で割引になり、納め忘れ防止にもなります。資格取得した日の属する月の翌月分から9月分または3月分まで前納することができます。途中で資格を喪失したときは、その後の前納分は返済されます。

## 5. 任意継続者の保険給付

任意継続被保険者である間は、在職中の被保険者が受けられる保険給付と同様の給付を受けることができますが、傷病手当金・出産手当金については受けられません。但し、在職中に傷病手当金・出産手当金を受けていた場合は、退職しても継続給付を受けられます。

# 労働基準監督署から調査通知を受けたが

労働基準監督署から1週間後に調査に入るので就業規則、タイムカード、時間外労使協定、賃金台帳等々を閲覧したいので準備しておいてくださいとの通知が来ました。労働基準監督署の調査とはどのようなものなのでしょうか。また、どのように対処したらよいのでしょうか。

## 1 労働基準監督署の調査

こうした通知は通常の定期監督と思われませんが、労働基準監督署の調査には、次のものが考えられます。

- ①定期監督 労基署が任意に調査対象を選択し、法令全般に渡って調査をします。定期監督の場合、多くの監督官は、「定期的な調査です。」と語ってくれています。
- ②申告監督 サービス残業や賃金不払いがあるとき、解雇を行ったときなど、労働者や退職者からの申告によるものです。
- ③災害時監督 労災事故が発生したとき原因究明と再発防止の指導が行われます。

## 2 労働基準監督署の調査は拒否できない

事業主にとっては、突然の予告や呼び出しに驚きますが、拒否することはできません。

それは、監督官には、労働基準法 101 条等により、事業場に立ち入ったり、関係者への質問をしたり、帳簿や書類その他の物件の検査などを行ったりする権限が与えられているからです。事業場に立ち入るときも、特に通知する必要は無く、また、捜査令状の必要もありません。

虚偽報告や資料を改竄するなど、法違反が悪質な場合、監督官は逮捕、送検することができる特別司法警察職員としての権限を持っており、税務署の調査官より重い権限が与えられているといえます。

従って、労働基準監督署の調査にはなによりも誠実に対応することが必要です。

## 3 定期監督の主な調査対象

労働基準監督署の定期監督調査は、一般的にチェックシートにもとづき労働法に対する違反の有無を調べます。主に見るものは、就業規則、36協定、出勤簿・タイムカードなど労働時間が把握できるもの、年次有給休暇管理簿、管理監督者の範囲、そして、割増賃金が適正に支払われているかなどです。

監督官は、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等に照らして、法違反があれば、当該違反条項を示した「是正勧告書」を交付し、期日を指定して「是正報告」を命じます。約7割の会社で法違反が指摘され、是正勧告が出されているといわれます。また、法違反とまではいかななくても、法の趣旨から改善が望まれる点があれば、「指導票」を交付し、改善報告を求めます。

## 4 経験ある社労士への相談が必要 重要なのは是正方法

指定された期日までに改善措置を講じ、改善報告書を作成することは、事業主にとっては極めて大変なことです。こうした重要な対応には、労務問題に詳しい経験ある社会保険労務士に相談して対処することが必要といえます。

**●年金番号「重複」が20万人**

日本年金機構は、公的年金の記録を管理するために割り振られている基礎年金番号を、1人で複数持っている人が約20万人に上るとする推計結果を発表した。各番号の年金記録が結びつかない場合は実際よりも加入期間が短いと判断され、受給漏れが生じるおそれがあるため、同機構では照合作業を進めている。(3月30日)

**●契約社員 同じ職場5年超で無期雇用へ**

政府は「労働契約法改正案」を閣議決定した。契約社員など有期雇用労働者の通算契約期間が5年を超え、労働者が希望した場合には「無期雇用」に転換させる新制度を企業に義務付けることなどが盛り込まれている。契約社員などの雇用を安定させるねらい。(3月23日)

**●年金支給額が0.3%減に**

政府は、2012年度の公的年金支給額を0.3%引き下げることを閣議決定した。2011年度の物価下落に合わせたもので、引き下げは2年連続。国民年金は4月分から満額支給の場合で月6万5,541円(前年度比200円減)、厚生年金は標準世帯で月23万940円(同708円減)となる。国民年金の保険料も前年比40円下がり月1万4,980円となる。(3月23日)

**●パート社保適用拡大 労使とも反対意見**

厚生労働省が進めているパートなど非正社員への社会保険適用拡大に関して、同省が開催した特別部会において経営団体側は「企業負担が重い」、労働組合側は「適用人数が少なく不十分」として、労使ともに反対意見が出された。(3月20日)

**●パート労働者の社保適用拡大約45万人**

政府・民主党は、パートなど短時間労働者への社会保険の適用拡大に関して、対象者の要件を「従業員501人以上の企業に勤務」「勤務時間週20時間以上」「年収94万円以上」「雇用期間1年以上」とすることを決定した。対象者は約45万人になる見通しで、2016年4月から適用の方針。(3月14日)

**●65歳までの再雇用義務付け法案を提出**

厚生労働省は、希望者全員を65歳まで再雇用する制度の導入を企業に義務付ける「高齢者雇用安定法改正案」を国会に提出した。2013年4月の施行に向け、今国会での成立を目指すとしている。(3月9日)

**●国家公務員の退職給付は約2,950万円**

人事院は、2010年度に退職した国家公務員1人当たりの退職給付(受け取った退職金と将来受け取る見込みの共済年金の上乗せ給付の合計額)が、約2,950万円だったと発表した。民間企業の退職金を約403万円上回った。(3月8日)

**●建設業の許可更新時に社保加入状況確認**

国土交通省は、建設業者における社会保険未加入が多い問題に関して、建設業の許可・更新時に加入状況を確認する制度を、2012年度にも導入する方針を明らかにした。指導後も加入しない業者は営業停止などの処分を行うことも検討しており、2017年度までにすべての許可業者の社会保険加入を目指す。(2月25日)